

## 令和5年12月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和5年12月18日(月) 開会 午前10時  
閉会 午後 1時53分

場所 第2委員会室

出席委員 渡辺大委員長  
柿沼貴志副委員長  
渡辺聡一郎委員、木下博信委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、  
小谷野五雄委員、小川寿士委員、辻浩司委員、戸野部直乃委員、八子朋弘委員、  
城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]  
金子直史福祉部長、岩崎寿美子少子化対策局長、岸田正寿副部長、  
藤岡麻里地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、  
佐々木政司社会福祉課長、宮下哲治地域包括ケア課長、  
播磨高志高齢者福祉課長、茂木誠一障害者福祉推進課長、  
鈴木淳子障害者支援課長、築地良和福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、  
菊池陽吾こども安全課長、我妻卓哉こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]  
表久仁和保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、  
岩崎寿美子少子化対策局長、横田淳一健康政策局長、縄田敬子医療政策局長  
藤岡麻里地域包括ケア局長、川南勝彦参事兼感染症対策幹、  
橋谷田元参事兼生活衛生課長、加藤孝之保健医療政策課長、  
三田一夫政策参与、谷口良行医療政策幹、岸幹夫ワクチン対策幹、  
山口隆司感染症対策課長、高橋良治感染症対策課政策幹、  
今井隆元感染症対策課政策幹、黒澤努国保医療課長、山口達也医療整備課長、  
千野正弘医療人材課長、加藤絵里子健康長寿課長、根岸佐智子疾病対策課長、  
坂梨栄二食品安全課長、岡地哲也薬務課長

## 会議に付した事件並びに審査結果

### 1 議案

議案番号	件名	結果
第132号	指定管理者の指定について（埼玉県立児童養護施設いわつき）	原案可決
第141号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）のうち保健医療部関係	原案可決
第147号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち福祉部関係及び保健医療部関係	原案可決

### 2 請願 なし

### 報告事項

- 1 順天堂大学附属病院整備の進捗状況について
- 2 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）の概要

## 【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

### 渡辺委員

- 1 指定管理者候補者の選定理由に、民間施設に先駆けた取組を行うとあるが、具体的にどのようなことを行っていくのか。
- 2 指定管理者候補者の選定について、審査項目5「個人に関する情報の適正な取扱い」の審査結果の点数が低いが、どのような要因があったのか。
- 3 第147号議案の「(1)福祉施設に対する支援」について、補助単価はどのように算定したのか。
- 4 第147号議案の「(2)障害児のプライバシー保護や支援体制の整備」について、今回このタイミングでこの事業、支援策を計上した理由、背景はどういったものがあるのか。

### 社会福祉課長

- 1 例えば、児童の自立支援については、児童の年齢に応じて、会社の見学、インターシップ、アルバイトなど、地元企業と連携して、社会体験、就労体験を行って、入所児童の社会性を養う取組を進めるものがある。また、就労を希望する児童に対して、民間企業の人事部門経験者や地域の経営者で構成する自立支援サポーターズというチームを作って、業種の選択、履歴書の書き方、模擬面接、社会人としての心構えや準備など、採用する側の目線から個別に支援を行う取組がある。大学等への進学を希望する児童に対しては、地元の学習塾と連携して、施設内での学習支援を定期的に行うほか、独自の制度として入学金や授業料の経済的な援助として、社会福祉事業団が最大50万円を支給する取組などがある。
- 2 選定委員会のプレゼンテーションにおいて、各児童の個人情報の保護方法の説明の際、指定管理者候補者は「児童ごとに作成した紙の台帳を鍵の掛かるキャビネットに保管し、その鍵を厳重に保管する」と説明した。この説明に対して、選定委員会の委員から「従前はそれで正解だと思うが、現在はよりセキュリティ強度を上げるためにデジタル技術を用いた情報保護を行うことがスタンダードではないか。部分的には導入することは可能だと思うし、できる限りそうすべきではないか」という意見があった。この点が審査結果に反映されたものではないかと考えている。今後、基本協定の締結に向けて、個人情報の保護方法について、デジタル化できる部分はデジタル技術を用いたセキュリティ対策を基本としてできるよう、指定管理者候補者と調整していく予定である。

### 高齢者福祉課長

- 3 高齢者施設においては、入所系、通所系、訪問系事業者の年間光熱費等の使用金額を国の統計調査などから推計して、ガソリン代や高圧電気代、都市ガス代などの令和5年5月から令和5年10月までの6か月間と、令和3年8月から令和4年1月までの6か月間を比較した伸び率を掛けて、それを基に6か月相当分の補助金額を算定したものである。単価としては、施設が使用している電気やガスの種類、利用者への食事の提供の有無によりそれぞれ設定しており、最大で入所系が定員1人当たり12,800円、通所系が1施設当たり191,600円、訪問系が20,800円という算定をした。

## 障害者支援課長

4 当該事業は、児童に対する性犯罪や性暴力が問題になっているということで、国が7月に関係府省会議を設置し、子供、若者の性被害防止のためのパッケージを取りまとめたものが基になっている。7月の時点で、パッケージがまとめられたが法制化などを見送った経緯がある。10月になり、こども家庭庁において経済対策を受けて何ができるかを検討した結果、設備の補助がよいのではないかということになり、保育所、特別支援学校、障害児施設などに対しての性被害防止のための設備費の支援事業という形で位置付けられ、国が経済対策としての補正予算として計上した。そこで、障害児の通所事業所について実施をしたいものである。

## 木下委員

- 1 指定管理について応募が1事業者であるが、選考委員会を作って審議し議案にして手間やコストを掛けていることに意味があるかどうか疑問である。指定管理者制度で公募を適用し続ける意味をどのように考えているのか。
- 2 第147号議案について、予算書にはあって説明資料には省かれているが、障害児地域支援体制整備サポート事業220万円というのはいか。この220万円を足すと国庫支出金の5,868万円になるので光熱費関係だと推測するがいかか。
- 3 第147号議案の障害児の支援のプライバシー事業について、児童養護施設等の老朽化している施設に対する改修等に使うことができないものなのか。それとも使えるが選択肢として挙げなかったのか。
- 4 第147号議案の子供の進学等への支援の1,171万5千円について、大切な事業だと思うが、この金額で十分に対応できるのか。市町村に対して補助とあるが、見込みとしてどの程度の市町村が対象なのか。
- 5 同じく子供の進学等への支援について、市町村が執行する際に利用申請しやすいような形なのか。そして、この制度の存在が対象全体に十分認識されることが重要だと思うが、執行方法についてどのように留意していく考えなのか。

## 社会福祉課長

1 県立児童養護施設いわつきについては、平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、令和元年度の指定管理者の指定から公募に切り替えた経緯がある。県立児童養護施設は、被虐待児童などの処遇の困難な児童を積極的に受け入れるという役割を持っており、入所者の8割から9割程度の割合で受け入れているところだが、民間施設においては、人手が掛かるということもあり、従前は受入割合が余り高くなかった実態がある。しかし、近年は、民間施設においても人材の育成やノウハウの蓄積によって受入実績を上げているところが出てきており、70%を超えて受け入れているような施設なども幾つかある。このように埼玉県社会福祉事業団以外でも、同等のレベルで、県立施設としての役割を踏まえた運営を担える法人があることから、広く民間の中から最も適切な事業者を選定するという意味で公募としている。

## 障害者支援課長

2 福祉資料2-1の3ページにある「障害児地域支援体制整備サポート事業」は、その上に記載がある光熱費等の高騰対策とは全く別の事業である。福祉資料2-2の2ページ1番下の「(2) 障害児のプライバシー保護や支援体制の整備」であるが、こちらは障害児に関する事業の概要だったので障害児に関する事業を2本まとめて記載しており、

1本がプライバシー保護支援事業、もう1本が障害児地域支援体制整備サポート事業である。障害児地域支援体制整備サポート事業というのは、児童福祉法が改正され児童発達支援センターに関する制度が変わることに伴い市町村の役割が大きくなるため、市町村が地域における支援体制を整備していかなければならなくなったことを受け、この市町村の取組の助言、支援を行っていく事業である。

#### こども安全課長

- 3 児童養護施設においてもプライバシー保護支援事業の対象にはなるが、事業の内容がパーテーションや簡易更衣室の設置である。そのため、児童養護施設は入所施設であることから、部屋で着替えを行うため設置する必要性がない。また、国はカメラの設置による支援内容の記録を想定しているが、生活施設に監視カメラのような形で設置することになると、子供の側からは見られていることで精神的にどうなのかという点がある。幾つかの施設に確認したが、この内容では事業としての実施は難しいと回答があった。そのため、今回は児童養護施設について見送りとした。

#### 少子政策課長

- 4 県の補助事業として対象にしているのは59市町村である。そのうち現時点で19市町から手が挙がっている。
- 5 制度が利用しやすい形で対象世帯に十分認識されることが必要である。その認識の方法等について、この事業はこどもの生活学習支援事業に登録している子供が対象であるので、支援の情報については、学習支援員を通じて提供されることが原則であると考えられる。また、申請の方法については、利用者の立場に立ってなるべく申請しやすくなるように、実施市町村に対して依頼する。

#### 木下委員

- 1 障害児地域支援体制整備サポート事業の220万円について、光熱水費とは関係ないということだったが、予算書に出ている数字の合計が、なぜ国の歳入が光熱水費の合計と一致するのか分からないため説明を願う。
- 2 子供の進学支援について、59市町村中19市町が行っているとのことだが、そうすると、逆に良い制度で国も支援をしていくと言っているにもかかわらず、市町村で実施していないところでは対応できないということか。県としては実施していない市町村の子供たちにも同じように支援が行き渡るために、こういった形で市町村に対して働き掛けをしていくのか。

#### 障害者支援課長

- 1 いずれも経済対策の事業として実施される形になっているため、歳入については合計が計上されている。

#### 少子政策課長

- 2 こどもの生活学習支援事業に登録している子供が対象であり、そして市町村が補助を行う事業であるため、県から手を挙げてない市町村に対して直接実施を働き掛けるということはできない。今回、この事業について国からの情報が市町村の補正予算のタイミングに合っていなかったということがある。県も、所要額調査のほかに個別に電話をし、複数回にわたり市町村の意向は確認した。その際、やはり補正予算のタイミングが合わ

なかったという回答があり、今後、希望する市町村がある場合は、県としても支援を検討していく。

### 戸野部委員

- 1 第147号議案の障害者のプライバシー保護支援や支援体制の整備について、県内の対象事業所においても性被害の話などを聞くことがある。事業予算の根拠は何か。
- 2 性被害について、現在把握している県内の被害報告の件数は幾らか。また、報告があった際、現状県ではどのような対応をとっているのか。
- 3 子供の進学等への支援について、既に大学受験が開始されているところもあるが、対象時期はいつからになるのか。

### 障害者支援課長

- 1 当該事業について、障害児の入所と通所が本来の対象施設である。しかし、入所については、先ほどの児童養護施設と同じように、更衣室の場所などがあることで、希望がなかったため補助の対象外とした。通所は792事業所であるが、事業の実施に関して、サンプリングとして50事業所等に、電話を掛けて意向を聞いたところ、約6割からパーテーション等がもし買えるのであれば買いたいという希望があった。そういった調査を基に、全体の3分の2に当たる528事業所を対象者として積算している。
- 2 障害者虐待防止法が平成24年に施行されてから、県内では障害児の施設で4件、性的な虐待事案が把握されており、こうした事案については、事業所に対する改善指導に加えて、警察とも連携しながら厳正に対処することとしている。4件のうち3件は、虐待者が逮捕される結果につながっている。また、今の話とつながっているが、報告があったときの対応について、警察と連携するとともに、虐待の事案では、早急に食い止めるために市町村と連携して訪問調査を可能な限り早い時期に行うようにしている。そのほか必要に応じて、児童福祉法に基づく報告を求めたり、場合によっては特別監査などを行ったり、その結果によっては、勧告、措置命令や処分を検討していくという形で対応している。

### 少子政策課長

- 3 国の予算が成立したのが11月29日であるので、11月29日から今年度内に行われる受験、模試費用等が対象となる。

### 戸野部委員

障害者のプライバシー保護や支援体制の整備について、今回パーテーションや簡易更衣室導入ということでプライバシーは保護されると思うが、逆に死角ができてしまう心配もある。そこに対して被害がないように対策など考えているのか。

### 障害者支援課長

元々見通しが良い方が安全だということで、パーテーション等は設備基準に入っていなかった経緯がある中で今回の補助ということになる。利用の仕方については補助をする段階でそういったことを留意しながら、見通しの良さやプライバシーの保護の両立を図っていくよう事業者にしかりと説明する。

## 小川委員

- 1 第132号議案について、選定理由に臨床心理士など専門職員を数多く有しているところがあるが、いわつきにおいては、入所者何人に対して何人の臨床心理士が配置をされているのか。
- 2 第147号議案について、保育所、認定こども園等の対象範囲は認可外保育所も対象になるのか。

## 社会福祉課長

- 1 いわつきは入所定員88名に対して、心理担当職員が4名いる。4名全員が臨床心理士資格と公認心理士資格両方を保有している。

## 少子政策課長

- 2 保育所等2,870施設が対象であるが、このうち、認可外保育施設が944施設である。

## 小久保委員

- 1 第147号議案のうち、福祉資料2-2「(3)子供の進学等への支援」について伺う。  
この事業は、国の子供の生活学習支援事業として、母子及び父子並びに寡婦福祉法根拠とし、経済的課題を抱える家庭等の支援、子育て世帯を対象としているものだが、今回の拡充ということで、例外的に国の方における生活保護世帯、生活困窮世帯の子供までを対象とすると聞いている。先ほどの質疑にあったが、この実施主体は市町村ということで照会をしたところ、県所管の59市町村のうち、19市町が実施予定ということで、40市町村が実施しないということである。これは、裏返せば国と県の支援が届かないことになってしまうのではないのか。県としてこのことをどのように考えているのか。
- 2 今年度中の執行予定ということだが、受験料の補助や模試費用については、いわゆる現物給付、償還払いのいずれになるのか。特に償還払いとなると申請率が低くなると想定されるが、どうか。
- 3 こども安全課所管の既存事業として、平成30年度から県単で児童福祉施設等子供の暮らし応援事業という児童養護施設等の入所児童を対象として、塾の費用、大学、専門学校等への受験料の補助を行っており、今年度の当初予算においては、7,200万円を計上している。この事業と先ほどの事業の対象世帯は重なる部分があると思う。特に、県が実施しているジュニアアスポート事業と重なるということも想定されるが、その場合併用が可能なのか、あるいはいずれかが優先されるのか。

## 少子政策課長

- 1 今回補助事業の実施に当たり市町村へ所要額調査を行い、それ以外に複数回、電話で確認している。その際、多くの市町村から、市町村議会の補正予算のタイミングに合わなかったという話があり、結果として19市町にとどまっているという認識である。当該事業については、国への交付申請は1月29日であり、時間的な余裕はほとんどないが、市町村に改めて確認していく。
- 2 支払方法については、現時点で事務処理上の要綱が国から出ていないため、明確なものはない。しかし、国への交付申請が1月29日であるため、その日までに市町村が事業をこの枠組みの中で行うとなった場合には、予算を見積もらなくてはならない。通常の試験や模試などは、実施日より後に支払うことは余りなく、事前に支払いをと思

うので、実施は必然的に償還払いになると考えている。

- 3 子どもの暮らし応援事業については、受験料、塾代等々の補助がある。この場合、基本的に併用ができないと考える。しかしながら、今回提案をした子供の進学等への支援については、補助の要件が、いわゆる母子寡婦福祉法に基づく、学習支援、通常のアポート、すなわち生活困窮者支援事業による支援に登録等されている方が補助要件になっているので、そういった意味では除外されるものではないと考えている。

## 城下委員

- 1 指定管理者の指定の選定理由について、利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供できる体制にあると資料に記載されているが、こうした児童養護施設については小規模化という県の方針がある。今回、指定管理選定に当たって、この部分はどのような議論があり、今後何か具体的な計画等があるのか。
- 2 児童養護施設では、なかなか職員が集まらないという話を聞いている。今回の指定に当たって職員確保についてどのような議論があったのか。
- 3 第147号議案福祉資料2-2「(1) 福祉施設に対する支援」について、それぞれ5月の臨時会での予算の第2弾であると思うが、予算全体が5月の臨時会と比べて少ない。どういう経緯があって縮小になったのか。
- 4 福祉施設は、高齢者施設から障害者施設、児童養護施設、保育所等がある。それぞれの補助単価について、引き下げられた部分と逆に引き上げられた部分があるがその理由は何か。
- 5 福祉施設に対する支援について、5月の臨時会で審査をした際に、事業者が申請しやすいような対応をということ述べたが、申請率、申請施設数はどうなっているのか。
- 6 福祉施設に対する支援について、「保育所等」あるが、この「等」の中に放課後児童クラブが入っているのか。
- 7 第147号議案福祉資料2-2「(2) 障害児のプライバシー保護や支援体制の整備」について、地域における障害者の支援体制を強化するために市町村の助成等を行う支援員を設置するとあるが、この支援員について、どこにこの支援員が配置されるのか。また、身分はどうなっているのか。
- 8 第147号議案福祉資料2-2「(3) 子供の進学等への支援」について、先ほどの答弁の中で市町村の補正予算のタイミングが合わなかったという説明もあり、スケジュールがタイトであるとの印象を持っている。内容的には非常に良いものだが、やはり必要とされる方に届かなくては意味がない。既に議会が終わる市町村もあるが、本当に届くのか。この点についてどのような形でアプローチしていくのか。
- 9 学習支援事業に登録していなければ対象にならないとの答弁があったが、現段階で対象者の人数を把握しているのか。

## 社会福祉課長

- 1 県立施設であるので、施設すなわちハードそのものについては県が所管している。指定管理者候補者については、それをどう運営するかということが議論となる。ハードの小規模化については、県のマネジメント方針に基づく保全計画を踏まえ、今年度実施した県立児童養護施設上里学園などのように大規模修繕のタイミング等において小規模化に向けた議論を行っていく。また、いわつきの指定管理者候補者による運営であるが、寮は11名単位であり、できる限り家庭的な養育環境を目指して運営をしていくという説明があった。

- 2 確かに人材確保は大変難しい状況である。指定管理者候補者の埼玉県社会福事業団からは、まず、事業団全体の職員採用をしっかりとやっていくということで、例えば大学や養成校などに足しげく通って採用にかかる説明をしっかりと行っていくこと、そして、採用試験の回数を例年よりも2倍、3倍と回数を多くして、より多くの方を対象とした採用の機会を確保できるように工夫をしていくとの説明があった。

### 高齢者福祉課長

- 3 ガソリン代と食材料費については、5月の臨時会の際の伸び率を上回っているが、一方で、高圧電気代、ガス代については前回は下回った。そのため、それぞれの光熱費等をその伸び率を踏まえて計算をしたところ、ガソリン代の占有率が高い訪問系の事業所等については、予算額が倍増している。一方で、電気代、ガス代の占有率が高い入所系の施設、通所系の施設については予算額が減少した。予算全体としては、入所系施設と通所系施設の占める割合が大きいため、5月の臨時会で提案した予算額と比較すると減少した。
- 4 入所系と通所系については補助単価が減少して、訪問系の補助単価が上がった。先ほどの答弁でも触れたが、入所系と通所系については、電気、ガスの光熱費の上昇率が前回は下回り、訪問系の補助単価はガソリンの上昇率が大きかった。
- 5 5月の臨時会の際に提案した補助事業については、高齢者施設では、入所系施設が2, 205施設、通所系施設が1, 634か所、訪問系事業所が3, 117か所と見込み、予算を計上した。前回の申請では申請数が4, 593か所であり、施設事業所数ベースで約7割の施設から申請があった。申請手続については、5月の臨時会で可決された予算では、事務の受託事業者に指示をし、事業者の実情に応じて申請方法が選択できるように、電子申請、電子メールでの申請と併せて、郵送による申請なども受付した。また、申請時に必要となる高圧電気や都市ガスなど、使用している光熱費等の挙証資料についても、PDFや画像データで提出いただいた。今回の予算について可決されれば、前回と同様に、電子申請など様々な申請方法を選択できるようにする。光熱費等の挙証資料についても、前回の申請時に提出されたものについては、それを活用して審査を行うことを考えており、改めて提出いただくことはないようにして、事業者の事務負担を軽減していく。

### 障害者支援課長

- 4 光熱費等対策について高齢者施設と同様の傾向が見られる部分は省略する。障害者施設について、高齢者と同様入所施設等では電気・ガスの光熱費が下がっているが、増えているのが訪問系に加えて障害児の通所施設であり、こちらがガソリン代の影響が大きく前回よりも上回る結果となっている。
- 5 前回の5月の申請率は、対象者3, 338に対して申請が2, 077で62.2%となっている。グループホームや入所施設等の申請が高い一方で、通所施設の申請率が伸び悩んだことが原因であると考えている。手続の簡素化などの工夫については高齢者施設と同じような形で取り組んでいく。
- 7 当該事業は、委託事業を想定している。市町村の支援が適切にできるような、能力のある社会福祉法人等の団体に委託をすることになるので、職員の身分としては委託先法人の職員となる。

## こども安全課長

- 4 電気代、ガス代、食糧費を対象としているが、高齢者施設と同じく、電気代はほぼ横ばいだがガス代が少し下降しており、食糧費に関しては若干上昇していて、トータルではガス代の下降率が食糧費の上昇率を上回っている。そのため、結果的には補助単価が下がった。
- 5 申請率は100%である。

## 少子政策課長

- 4 保育所等について、補助対象は高圧電力、LPガス、都市ガスであるが、一部横ばいのものを除き、残りは下がっている。
- 5 申請率について、申請対象数が保育所等は約2,870施設であり、金額ベースで約72%である。手続の簡素化について、保育所と放課後児童クラブの補助については、市町村事業のため、県から具体的な指示がなかなか難しい現状がある。しかし、市町村に対して、交付申請募集前の説明会の際に各事業者の負担にならないよう、スムーズな手続について工夫するよう依頼した。
- 6 今回の予算には、放課後児童クラブは含まれていない。しかし、引き続き、放課後児童クラブも補助対象であり、5月に可決された補正予算の残余を今回引き続き活用する。
- 8 当該事業については、国の補助要綱があり、そこには家庭の所得が少ないことから進学の可能性が狭まり、そのことで貧困の連鎖が引き継がれることないように、受験料や模試費用等の補助を行い子供の進学のを確保するという目的が書かれている。この補助要綱が出されたのが先週であるので、そのことを踏まえて、今一度、丁寧に市町村に説明していく。
- 9 受験料補助の対象になる子供は19市町で218人である。模試費用の対象は高校3年生が201人、中学3年生が339人である。したがって、補助対象者は延べ758人となる。

## 城下委員

それぞれどこに行っても今本当に物価高騰で大変だという話を聞く。放課後児童クラブについては、既存予算がまだあり、これで間に合うという説明ではあったが、どこへ行っても大変だという声が聞こえてくるため、申請率が低いのではないかと思っている。だからこそ補正予算で対応しているわけである。5月の補正予算での対象施設数と申請率は幾らか。

## 少子政策課長

放課後児童クラブの申請率については、金額ベースで10.9%である。対象施設については、1,529か所である。申請率が低い理由について、放課後児童クラブは、そもそも電力ガスの補助単価が比較的低くなっていることと、保育所と違い食事の提供がないので、食料料費の補助が該当になっていない。このことから、1施設当たりの補助単価が低いという傾向があり、申請が余りなされないのではないかと推察している。

## 城下委員

放課後児童クラブについては、単価が低いことをもってなかなか申請が来ないというようなことと理解した。現場は本当に人手不足であり、子供の居場所は大事な場所である。県が予算措置をしているのだから、何らかの形でしっかりと予算執行できるよう県の努力

が必要だと考える。この点について、どのような対応を予定しているのか。

### 少子政策課長

放課後児童クラブについて、物価が高騰しているその不足分を補って欲しいという気持ちは県も同様である。前期について申請率は11%弱低いが、後期の部分を足すと一定額になる。今年度中にそういった趣旨も踏まえて市町村に再度説明していく。

### 辻委員

- 1 障害者施設の中でグループホームにも補助をするということであるが、グループホームと似たサービスとして県単独事業で行われている生活ホーム制度がある。こちらの制度は対象外だと事前のヒアリングで聞いた。同じ県内に暮らす障害者で居住系の施設で暮らしているが、生活ホームを除外した理由は何か。
- 2 保育所等への支援について、対象範囲が保育所、認定こども園等ということであるが、いわゆる地域型保育のような比較的小規模な施設も対象になるのか。

### 障害者支援課長

- 1 今回施設に関する物価高騰の補助は、国の報酬改定によって本来反映されるべき金額が反映されていないことで、補助で賄うものである。生活ホームは法律に基づくサービスではなく、障害者の方が共同で生活をされているが、運営としては民間アパートと同じ位置付けになる。そのため、経費が報酬の支給ではなく、利用者からの収入で賄われるので、サービス報酬との差額を補助する考え方に当てはまらない。なお、県ではグループホームに似た施設で生活ホームの運営費の補助というものを別途行っているが、これは利用者個々人の単位において補助しているので、生活ホームの事業者に対する補助ではない。今回の事業所を対象とする補助制度にはなじまないと考え、生活ホームは補助対象にはしていない。一方で、生活者単位では、例えば危機管理防災部が実施するLPガス料金負担軽減補助事業として、各家庭に対して特に手続を要することなく、補助金が適用されてガス代が少し安くなる制度が今回の補正予算で提出されている。こういったものは対象になると思うので、もし手続が必要な場合には、障害者の方は申請が難しいので、周知などで協力していく。

### 少子政策課長

- 2 保育所が1,010施設、認定こども園等が208施設、地域型保育施設が708施設、認可外保育施設944施設であり、延べ2,870施設が対象となっている。

### 辻委員

障害者施設への補助について、今の説明だと、あくまで国の報酬単価が変動するが追いつかないから、今回補正予算により補助をする。これはあくまで事業者に対する補助である。生活ホームはいわゆる民間のアパートと一緒に利用者からの家賃や収入によって運営されているので、グループホームとは違うので対象外だと理解した。生活ホームも県要綱に基づいて設置されているホームで、利用者の入居人数によって、行政からホームに対して補助が出る仕組みになっている。そして、法律に基づかない県単独の事業であるが、グループホームの報酬が改定されたときは、連動して生活ホームの補助単価も下げられてきた経緯もある。そういうところは国に合わせていながら、しかしこういった緊急措置、救済措置はしないというのは、いくらお金の出どころが違う場合とはいえ、同じように物

価高騰の影響を受けるわけだから説明がつかないのではないかと思うが、いかがか。

### 障害者支援課長

居住実態が非常に類似しているということは認識している。今回の国の制度が、そういった報酬を想定した差額の補助を前提としている。また、県の単独事業で生活ホーム制度事業を行っているが、こちらについては移行の支援を今一生懸命やっており、本来こういったときに漏れてしまう制度ではないように、法定の制度になるべく支障がない形でタイミングを見ながら移っていただくことを相談させていただいている。また、今回のデフレ対策というのは、事業者に対する支援と生活者に対する支援の二本立てで行われており、生活者に対する支援は、生活者として受けられる形にもなっているので、これからも様々な配慮しながら、できることがないかどうかを引き続き検討しながら進めていく。

### 辻委員

国の補助制度から漏れてしまうということだが、そうであるならば、県として独自の補助をすべきではないかと考える。例のLPガス補助事業もそうだが、国の対象外になった部分を県が見たりできることもある。このような意味で、対象外であるから、グループホームに移行しない、してないから仕方がないということではなく、対象外であるならば、県が独自補助すべきだと考えるが、いかがか。

### 障害者支援課長

今回の枠組みの中では難しいと考えるが、今後の施策を検討する際には、今頂いた意見等を考慮して取り組んでいく。

---

## 【付託議案に対する質疑（保健医療部関係）】

### 城下委員

- 1 補正予算第4号について、人事委員会勧告による給与改定に伴う引上げ分の補正とのことだが、全てが給与改定によるものか。それ以外の要因もあるのか。
- 2 補正予算第5号について、5月の臨時会でも、物価高騰の光熱費ということで補正している。今回の提案に当たっては、いろいろ調査も踏まえて再度提案ということであるが、臨時会の補正額から比べて金額的に少ないと思うがその理由は何か。資料を見ると、それぞれ都市ガス、LPガスと単価が資料に書いてあるが、5月の補正予算から単価がどのように変わったのか。
- 3 補正予算第5号について、施設種別ということで、医療機関、無床診療所、施術所と書いてあるが、申請率について5月の実績はどうだったのか。
- 4 医療機関を支援する立場で県も努力していることは十分認識しているが、県内医療機関の物価高騰に伴う現状や、経営面についてどのように把握しているのか。県内医療機関からは、どのような要望が出されているのか。また、地域医療に多大な影響が出てくるとの不安もある。県としてどのような支援が必要と認識しているのか。
- 5 県としても地域医療計画を策定しており、今回も、医療体制を充実するという観点から補正予算の提案だと認識するが、こういった地域医療機関の、疲弊、後退という点では、計画への影響をどのように受け止めているのか。

## 保健医療政策課長

- 1 給与改定を踏まえた内容として、給料表が引き上げられたことを受けた給与費の増額、期末・勤勉手当の年間支給割合が引き上げられたことに伴う増額、そして、これら引上げに伴う地域手当や共済費などの増額がある。このほか、新型コロナウイルス感染症について、5類感染症移行後に見込んでいなかった業務等に係る時間外勤務手当が当初の見込みを上回ることから、不足が見込まれる分を増額補正するものである。
- 2 補助単価については医療提供施設にサンプル調査を行い算出した。令和4年12月及び令和5年5月の補正予算の際にサンプル調査を行った医療提供施設に対し、その後の影響に関する追跡調査を行っている。今回の補助単価については、物価上昇前の6か月間、具体的には令和3年8月から令和4年1月までと、直近の6か月間、令和5年5月から令和5年10月までの光熱費等を比較して、エネルギー種別ごとに物価上昇率を算出して補助単価を積算している。光熱費については、未だ高騰しているものの前回との比較においては直近の上昇率が少なくなっていた。結果として前回の約7割から8割の単価水準となった。これにより総額も下がった。また、今回の補正予算については、5月臨時会において可決された光熱費高騰対策支援の既定予算を活用している関係もあり、なお不足する19億6,686万1千円を要求した。
- 3 5月に可決された補正予算に係る支援金の申請率は、病院は100%、有床診療所が88%、分娩取扱助産所は91.7%、無償診療所は67.9%、歯科診療所が74.8%、調剤薬局は84.6%、施術所は52.7%であった。
- 5 本来は、医療提供施設の経営に必要な経費は診療報酬によって賄われるべきところ、こちらには物価高騰の対策が講じられていないという状況がある。また、改定も2年に1度であり、改定時期にないことから物価高騰対策が講じられていない。よって、今回その一部だが、緊急支援ということで実施するものである。こういった支援が有効に活用され、経営に一部でも寄与できると考えている。医療機関への影響については、引き続き確認していく。

## 医療整備課長

- 4 県内病院の方々と意見交換を行うことが大切だと考えている。例えば、会議の場や病院訪問の際に、病院長や事務長と様々な場面で、経営状況に関することも含め意見交換若しくは時には要望も受けている。要望については、例えば、物価高騰の関係では、夏に節電をしても去年よりも電気代が上がっているとか、物価高騰に加えて人件費も上がっているので、入院患者の給食費に係る委託料の値上げの要求が来ているという声を頂いている。地域医療に影響が出ていて、県として更なる支援が必要ではないかという点については、病院の安定的な経営は、基本的にはその病院の責任で行っていただくというものだと考えている。また、先ほど保健医療政策課長からも答弁があったが、病院の収入の多くは診療報酬によって定められているので、こちらの方は国で現在検討していると認識している。しかし、各地域の医療を支えてもらい、特に県が政策的に推進している医療、例えば高度で不採算と言われる救命救急医療については、現在もその運営費の一部について県で補助を行っている。また、今回の物価高騰について、今年度の高騰分は、県の全ての病院の経営に影響を及ぼしていることから、今回の補正予算で計上した。

## 城下委員

- 1 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後における時間外勤務手当の不足分はど

の程度なのか。また、時間外勤務が多い所属はどこで、最高はどの程度なのか。

- 2 物価高騰に対する支援については、それぞれの施設種別ごとに申請率を答弁いただいた。病院については100%ということであったが、一方で50%台のところもあるということだった。せつかくの支援制度であるので、その部分については申請のお願いやPRも必要だと考えるが、どうか。申請率を引き上げるための努力について県としてどのように考えているのか。
- 3 医療機関は、今、本当に大変な中で頑張っておられる。県独自の支援策もあるという答弁もあったが、それでも現状は大変厳しい。その中で今後どのような支援を最優先でやっていくのか。

#### **保健医療政策課長**

- 1 時間外勤務手当の不足分は約6,700万円である。また、時間外勤務が多い所属については、9月における疾病対策課で約150時間の時間外勤務を行ったものが最高であった。
- 2 医療提供施設からより多くの申請を頂けるよう、あらゆる機会を通じて周知に努めてきた。例えば、申請書類については対象となる全ての医療提供施設に県からプッシュ型で郵送を行った。また、ホームページの掲載や彩の国だより、県のラジオ番組でも放送を行うなど周知を図った。そのほか、医師会などの所管団体を通じて申請していただくよう周知を行った。引き続き、より多くの申請をいただけるよう案内していく。
- 3 今回、緊急支援、一時的支援ということで実施するものである。本来であれば、診療報酬で対応いただくべきものである。国に対しての要望も行っているところであるが、引き続き、この部分がしっかりと手当されるよう注視していく。

#### **城下委員**

長時間の時間外勤務は職員の命を守るという観点から早急に改善すべきである。給与費の追加補正とともに、対策としてはどのようなことを講じられたのか。

#### **保健医療政策課長**

当該職員の時間数は業務の繁忙期に発生したものであり、その後も同程度の時間外勤務が継続しているわけではない。しかし、職員に対しては大きなストレスが掛かっていると考えられる。ストレスチェックの結果等も考慮し、適宜、面談を実施している。本人からの訴えを踏まえ、長時間労働健康相談の利用を促したり、業務分担の見直しや休暇の取得奨励を行ったりしている。引き続き業務の状態を確認しながら適切に対応していく。

---

#### **【付託提出議案に対する討論】**

なし